

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会
募金・協賛推進基本計画 募金謝意表明実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会 募金・協賛推進基本計画「6 謝意表明の実施」について、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金の寄附者（以下「寄附者」という。）に対する謝意表明の実施に関し、必要な事項を定める。

(実施基準)

第2条 寄附者に対する謝意表明は、原則として別表「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金謝意表明実施基準表」（以下「基準表」という。）により実施するものとする。

2 分割寄附の場合は、全体の寄附金額により基準表を適用するものとする。

(贈呈式)

第3条 贈呈式による謝意表明は、次のとおりとする。

- (1) 寄附者に対し、贈呈式の出席について意向を確認のうえ、日時、場所、出席者等について調整するものとする。
- (2) 同一者から複数回にわたり贈呈式を行う金額の寄附があった場合でも、原則として一回に限り実施とする。
- (3) 寄附者が贈呈式を辞退した場合は、感謝状等を持参または郵送するものとする。

(実施時期)

第4条 謝意表明は、寄附金の収納確認後速やかに実施するものとする。

ただし、贈呈式については、年複数回期日を定め、複数の寄附者を対象に一括で実施することができるものとする。

(報道機関への対応)

第5条 贈呈式の実施に際しては、寄附者の了承を得たうえで、必要に応じて報道機関へ事前に資料を提供し、取材を依頼するものとする。

2 提供する資料は次のとおりとする。

- (1) 贈呈式日時
- (2) 贈呈式会場
- (3) 寄附者氏名
- (4) その他必要な事項

附 則

この要項は、平成27年8月17日から施行する。

(別表) 第2条関係

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金謝意表明実施基準表

寄附金額	実施方法	対応方法
個人および法人・団体	(以下の礼品提供)	
100万円以上	<ul style="list-style-type: none">・礼状(書状)・感謝状(額付き)・ぬいぐるみ(大)・開・閉会式入場券・贈呈式記念写真(注1)・大会ウェブサイト等への寄附者名の掲載(注2)	準備委員会長による贈呈式を実施
50万円以上 100万円未満	<ul style="list-style-type: none">・礼状(書状)・感謝状(額付き)・ぬいぐるみ(大)・贈呈式記念写真(注1)・寄附者一覧への寄附者名の掲載(注2)	準備委員会事務局長による贈呈式を実施
10万円以上 50万円未満	<ul style="list-style-type: none">・礼状(書状)・感謝状(額なし)・ぬいぐるみ(小)・広報紙・寄附者一覧への寄附者名の掲載(注2)	郵送または持参
1万円以上 10万円未満	<ul style="list-style-type: none">・礼状(書状)・広報紙・記念品(ピンバッジ)・寄附者一覧への寄附者名の掲載(注2)	郵送または持参

(注1) 贈呈式記念写真の提供は、贈呈式に出席した寄附者のみとする。

(注2) 寄附者名の掲載は、寄附者が同意した場合のみとする。